

Title	〔商法四七四〕 会社を休眠状態で放置することが会社解散事由にあ たるとされた事例(名古屋高裁平成一五年五月二八日判決)
Sub Title	
Author	来住野, 究(Kishino, Kiwamu) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2007
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.80, No.3 (2007. 3) ,p.173- 184
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20070328-0173">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20070328-0173</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

## 〔商法四七四〕

会社を休眠状態で放置することが会社解散事由にあたるとされた事例

名古屋高裁平成一五年五月二八日判決  
平成一四年（ホ）一〇八六号株式会社解散請求控訴事件  
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/0A5C0A1D0157B30249256D670025E06B.pdf>

### 〔判示事項〕

休眠会社またはこれに準ずるような会社については、会社を休眠状態のままに放置していること自体が会社の業務体制の欠缺を意味し、会社の財産の管理方法として著しく失当といえるから、近い将来会社が再開する予定があり、しかもそれが実現可能なものである等の特段の事情のない限り、商法四〇六条の二第一項二号に該当する事由がある。

### 〔参照条文〕

商法四〇六条ノ二（平成一七年改正前）

### 〔事実〕

Y株式会社（被告・控訴人）は、昭和二三年二月五日、鉄鋼販売・卸業を目的とし、亡Aら二名を代表取締役、X（原告・被控訴人）を取締役、Bを監査役として設立され、昭和二七年七月頃発行済株式総数二〇万株、資本金一〇〇〇万円となった。現在、発行済株式二〇万株のうち、Xらは合計九万七〇〇〇株を所有し、その余の一〇万三〇〇〇株のうち九万九〇〇〇株はY会社代表者とその姉妹が、四〇〇〇株はCが所有している。

Y会社は昭和三八年度には売上高約三〇億円、税引き前

純益約三〇〇〇万円を上げ、株主に対して年二割の配当をしたこともあったが、その後、商社企業の大規模・系列化が時代の趨勢となったことから、昭和三十九年七月一日、D株式会社に対して全従業員の移籍を含む営業譲渡をし、鉄鋼販売・卸業の事業活動を停止した。そして、Y会社は同月二五日その定款の目的を不動産賃貸業に変更し、従業員に社宅として使用させていたY会社所有不動産のみを賃貸・管理する会社となった。

Y会社は、昭和四〇年以降昭和五五年を除いては一度も株主総会を開催したことはなかったが、取締役・監査役の選任ないし重任の登記手続を繰り返して、亡Aは平成五年一月一六日の死亡に至るまで代表取締役にとどまった。Y会社は、昭和四二年三月期(第二六期)から平成六年三月期(第五四期)までY会社役員らに対して報酬・賞与または退職慰労金を支出していたが、昭和四〇年三月期(第二四期)以降、A死亡に至るまで株主に対する利益配当はしなかった。

Aの死亡後、Aの長男で勤務医であったEがY会社の代表取締役就任することとなり、株主総会・取締役会を開催せず、平成五年一月一日付で書類だけを作って同月二九日に代表取締役就任の登記をした。しかし、EにはY

会社を経営していく考えがなかったので、Xらに対して、今後は会社を清算する方向で行きたいと相談し、了承を得た。平成六年五月二〇日付の株主総会で取締役・監査役を改選し、亡Aの退職慰労金六〇〇〇万円の支給についても承認された旨の書類を作成したが、実際には株主総会を開催されていなかった。

Y会社は多くの資産を有していたが、昭和四八年三月期(第三二期)から平成六年三月期(第五三期)の間に順次Y会社所有の不動産及びゴルフ会員権を売却していき、最後に残った不動産は平成七年八月一日に売却された。これにより、Y会社の資産は預金等の流動資産以外はなくなり、平成八年三月期には、一億二〇三三万円余りの剰余金が定期預金・当座預金・有価証券等の流動資産として留保されていた。

一方、A死亡後、XらはY会社の経営をめぐっていくつかの訴訟を提起している。すなわち、Y会社代表者を相手取り、Y会社の亡Aに対する役員報酬・賞与・退職慰労金の支払につき商法二六六条一項五号に基づく損害賠償を請求する訴えが提起され、棄却されたほか、合計八回の株主総会決議をめぐってその不存在確認の訴えが二度に分けて提起され、そのうち三回については認容されているが、五



の継続が株主の共同利益を害する等の例外的な場合に限られるべきであるとの趣旨と解される。

しかしながら、商法四〇六条の三第一項に規定するような休眠会社又はこれに準ずるような会社については、同法四〇六条の二に規定する以上の株式を保有する株主が休眠状態を是とせず、会社財産の精算を求めるときには、会社を休眠状態のままに放置していること自体が会社の業務体制の欠缺を意味し、会社の財産の管理方法として著しく失当といえるから近い将来会社が再開する予定があり、しかもそれが実現可能なものである等の特段の事情のない限り商法四〇六条の二第一項二号に該当する事由があるといわなければならない。

これを本件についてみるに、……Y会社は昭和三十九年に定款の目的を不動産賃貸業とした以降、従業員に社宅として使用させていたY会社所有の不動産を管理するのみの会社であり、その後順次その不動産その他の資産も売却していった。平成五年一月亡Aが死亡した後、同人の長男Eが代表取締役就任することになったが、同人は医師であって、Y会社の経営を行う意思はなく、同社を清算する意向であり、同社は事業活動を行うことなく、平成七年八月一日最後の不動産をも売却し、その後は預金、有価証券等

の流動資産のみが存在する状態である。そのような状態に加え、Y会社には事業計画も、それを遂行する体制もないから、Y会社は休眠会社に準ずべき状態であると認められる。

Y会社のこれまでの経理（裁判費用・決算書作成・登記費用等の支出）は、正規の手続を経てなされ、また、退職慰労金の支出も株主総会の支払承認決議がなされるなど、これも正規の手続を経てなされているから、これらの支出は不当であるとは言えないばかりか、Y会社役員らは無給であり、この点においてかならずしも会社財産の管理が不当であるということとはできないが、Y会社の発行済み株式のほぼ半数を所持するXらが会社清算を望み、E自身も会社清算の意向があるなかで、会社を休眠状態で放置すること自体が会社の財産の管理方法としては著しく不当であるといわなければならない。

以上によれば、Y会社には商法四〇六条の二第一項二号に該当する事由があるといわなければならない。

#### 〔研究〕

結論には賛成するが、理由づけには疑問がある。

一 昭和二五年商法改正の際、業務執行機関の権限拡大に

伴う株主の地位強化の一環として、アメリカ法に倣って、少数株主による株式会社解散請求制度が導入された。すなわち、①会社の業務執行上著しい難局に逢着し、会社に回復できない損害を生じ、または生ずるおそれがある場合（以下、便宜上「二号事由」と称する）、②会社財産の管理または処分が著しく失当で、会社の存立を危殆ならしめる場合（以下、便宜上「一号事由」と称する）であつて、やむをえない事由があるときは、総株主の議決権の一〇分の一以上を有する株主は、訴えをもって会社の解散を請求することができる（商四〇六条ノ二第一項。会社法八三三条一項では文言が現代語化されているにすぎず、その実質的内容は異ならないが、一〇分の一の算定基準として総株主の議決権のほか発行済株式総数も加味された）。有限会社の解散判決の要件も同様である（有七一条ノ二第一項）。

株式会社と有限会社につき、解散の是非が争われた公判判例は九件ある。そのうち、一号事由と二号事由のいずれに該当するか明示されていないものもあるが（東京地判昭和二八年一月九日経済法律時報六号一七頁、高松高判平成八年一月二九日判タ九二二二二八二頁）、大半は一号事由に該当するものである（大阪地判昭和三五年一月二二日下民集一一卷一号八五頁、東京地判平成元年七月一

八日判時一三四九号一四八頁、東京高判平成三年一〇月三十一日金判八九九号八頁、大阪地判平成五年一月二四日判時一四九九号一二七頁、東京高判平成二年二月二三日金判一〇九一号四〇頁）。一方、二号事由に該当するとされたものとしては、大阪地判昭和五七年五月二二日判時一〇五八号一二二頁があり、休眠会社の整理に関する商法四〇六条ノ三の法意をも参酌しつつ、休眠会社の解散を認めている。なお、解散請求が棄却されたものは一件のみである（東京地判昭和六三年五月一九日金判八一三三三三三頁）。

本判決は、前掲大阪地判昭和五七年五月二二日とほぼ同様の判示により、会社を休眠状態に放置すること自体が会社財産の管理方法として著しく失当であるとするが、二号事由の要求する「会社の存立を危殆ならしめること」と結びつけておらず、「やむをえない事由」の有無にも言及していない（前掲大阪地判昭和五七年五月二二日は、休眠状態を是正するための実効性ある方法がないとして、やむをえない事由もあるとしている）。そのため、本判決は、単に要件のあてはめが不十分であったという判旨の形式的な問題にとどまらず、本件の諸事情が実質的に解散事由にあたるといえるかにつきなお検討を要する。

二 株式会社解散判決の要件を検討する際には、合名会

社の場合と比較することが有益である。

合名会社においては、単にやむをえない事由があれば解散請求が認められる(商一一二条一項。新会社法上の持分会社につき、会八三三条二項)のに対して、株式会社の場合には要件が二重になっている。その理由としては、社団性が強く多数決原理の支配する株式会社では、経営に不満の株主は株式譲渡により投下資本を回収して会社から離脱することができると、企業維持の点からも、個々の株主の請求に基づき会社の解散を認めるには慎重でなければならないと説明される(青竹正一『小規模閉鎖会社の法規整』一四四頁)。しかし、小規模閉鎖会社では株式譲渡による投下資本の回収は実際上容易ではないし、合名会社では任意退社により持分の払戻を受けることができる以上(商八四条・八九条)、むしろ合名会社のほうが解散判決の要件は厳格でよいとも考えられるから、社員の投下資本回収のあり方は解散判決の要件の強弱の基準とはならない。また、株式会社では企業維持を図ることが会社債権者保護のために重要であるという点も指摘されるが(江頭憲治郎『株式会社法』八七六頁)、会社債権者に対する影響の如何を問わず、会社は株主総会決議をもって任意に解散を決定できる以上(商四〇四条二号)、会社債権者保護の必要性は根

拠とはならない。まして、新会社法の下では、合同会社の解散判決の要件はやむをえない事由の存在で足りるため、やはり社員の間接有限責任から解散判決の厳格な要件を説明することは困難となった(弥永真生『リーガルマインド 会社法(第一〇版)』四八二頁)。そこで、私見としては、株式会社特有の解散判決の要件の根拠は、株式会社では社団性が強く多数決原理が支配するということに求められ(前掲大阪地判昭和三五年一月二日参照)、合名会社の解散判決の具体的な事由との異同は次のように説明すべきであると考えられる。

一号事由と二号事由はいずれも、もはや会社を継続することができない客観的な事情である。一号事由については、会社に生ずる損害が回復することのできない損害であり、しかもその原因が業務執行上の著しい難局にある以上、それを打開することは不可能に近いし、二号事由については、会社財産の管理・処分が著しく失当であるだけでなく、それが会社の存立を危殆ならしめている以上、もはやその是正は期待できない。すなわち、社団性が強く多数決原理の支配する株式会社では、多数決原理を否定してまで会社の解散という強硬手段を是認するためには、解散させてしかるべき客観的な事情が要求されるのである。株式会社はよ

り強く企業の維持が図られるのも、社団としての独立性が強いからである。会社蘇生の見込みが乏しいという客観的な事情がなければ、会社の継続を望む株主の意思を尊重せざるをえないが、財産状態が破綻の一途をたどっている会社を解散せしめることは、結果的には株主全体の利益になるはずである。この点につき、かかる会社の危機的状況を開散するために解散以外に実効性ある手段があるか否かは、やむをえない事由の有無として判断されてきたが、ここまですべての財産状態が破綻すれば、会社の継続を前提とする監督是正権の行使により修復できる見込みは乏しいといわざるをえないから、一号事由と二号事由の中に盛り込まれているということができる（穴戸善一「判批」会社法判例百選一九七頁は、一号事由の存在が認められる場合には、原則として解散が唯一の打開策であり、特段の事由がない限り解散以外の打開手段について検討を加える必要はないとする）。その結果、株式会社解散判決の要件としてのやむをえない事由の意義はかなり矮小化されることとなる。すなわち、会社が自治的に解散できる見込みが乏しければ、やむをえない事由があることになる。いわば一号事由と二号事由は強制的な解散の許容性を意味するのに対して、やむをえない事由はその必要性を意味するといえよう。株式

会社解散請求制度の趣旨は、破綻寸前の会社において少数株主が可及的速やかに適正な投下資本回収を図れるようにすることにあると解すべきであり、そうであれば、株式譲渡による投下資本回収に実効性があるかということもやむをえない事由の有無の判断基準となりうるが（前掲高松高判平成八年一月二十九日はこの点に言及する）、破綻に瀕した会社においてこの点を考慮する必要性は乏しいであろうし、多数派株主が少数派株主を不当に扱い会社から締め出そうとしている場合には、少数派株主のみに会社からの離脱を甘受させることは正義衡平に反するおそれがあり、解散請求制度には多数派株主による不当支配に対する抑止的効果も期待できる（木下崇「会社解散請求権に関する一考察」戸田修三先生古稀記念『現代企業法学の課題と展開』二七一頁参照）。

しかし、一号事由・二号事由に該当する事情は決して株式会社固有の事情ではなく、合名会社においてやむをえない事由の有無を判断する上でも考慮されるべき事情である。この点につき、明治二三年旧商法一二七条一項では、合名会社につき、「会社目的ヲ達スルコト能ハス又ハ会社ノ地位ヲ維持スルコト能ハサルノ理由ヲ以テ」社員から解散の申立がなされたときは、裁判所は解散を命ずることが



できるとされていたところ、これが明治三二年新商法八三条に受け継がれる際、組合の解散に関する民法六八三条に倣って「已ムコトヲ得サル事由」に改められ、文言の統一が図られたにすぎず（日本近代立法資料叢書 21・法典調査会商法修正案参考書四〇頁）、実質的な変更があったわけではないと解される（志村治美「判批」商事法務五四六号六三頁参照）ことも、これを裏づける。すなわち、株式会社では財産状態の破綻により会社を継続できない客観的な事情が不可欠の要件とされるのに対して、合名会社では諸事情を総合してやむをえない事由の有無を弾力的に判断することができ、合名会社が実質的には組合的結合関係であることに鑑み、社員相互の信頼関係の崩壊による経営の行き詰まりだけでも解散事由となりうる。最判昭和六一年三月一三日民集四〇巻二号二二九頁は、合名会社の解散事由としてのやむをえない事由につき、「会社の業務が一応困難なく行われているとしても、社員間に多数派と少数派の対立があり、右の業務の執行が多数派社員によって不公正かつ利己的に行われ、その結果少数派社員がいわれのない恒常的な不利益を被っているような場合にも、また、これを打開する手段のない限り、解散事由があるものというべきである」と判示するが、かかる文脈において理解すること

ができる。

三 以上の考察を踏まえた上で、株式会社・有限会社に關する従来の解散判決の傾向を参照しながら、解散判決の具体的要件について検討することとする。

一号事由の「業務執行上の著しい難局」の具体的内容については、取締役間に分裂を生じて業務に停滞を生じているだけでは足りず、例えば株主も取締役も等分に対立しており、取締役の改選などを行ってみてもその停滞を打開しえない状態にあることを要すると一般に解されている（富山康吉『注釈会社法(8)のII』二二頁）。このような学説上の理解を受けて、判例も、会社の株式を半分ずつ持ち合っている二人または二つのグループ間の不対立が激しく、会社としての意思決定ができないような場合（会社経営がデッドロックに陥った場合）につき、一号事由に該当するものとする傾向がある。しかし、「業務執行上の著しい難局」は会社に回復不能の損害をもたらす原因となるものであり、株主間の不対立による業務執行の膠着状態が直ちに会社に回復不能の損害を生ぜしめるとは思えない。判例の傾向としても、回復不能の損害の有無と業務執行上の著しい難局との因果関係につき具体的な認定はなされていないし（西川昭「判批」金融商事判例一一〇四号五五頁は、

抽象的な内容の予測的損害で足りると解し、小野寺千世「判批」ジュリスト一〇九九号一三六頁は、回復不能の損害の発生を独立した要件として厳格に解する必要があるのではないかとする)、一号事由に該当すると認定した判例の中には、会社財産の破綻の原因となつたのは対立する一方の取締役の非行であり、むしろ二号事由に該当すると評價すべきものもある(前掲東京地判平成元年七月一八日につき、菊地雄介「判批」金融商事判例八五一号五八頁、北村雅史「判批」商事法務一三二九号八二頁、弥永真生「最新重要判例二〇〇〇商法(第二版)」二〇二頁)。多数派株主からの不当な扱いを受けた少数派株主が解散請求制度に救済を求めてくる場合には、二号事由の問題として処理するほうが実態には即しているように思われる。したがって、一号事由は、会社の営業をとりまく社会経済環境の変化などにより営業を継続しても会社の財産状態は悪化するのみで好転が望めないような場合をいうと解すべきではなからうか。株主間の深刻な不対立によるデッドロックは、むしろやむをえない事由の問題というべきである。

一方、二号事由の具体的内容については、取締役による会社財産の不当な流用・処分などがあって、取締役が多数派株主を背景としているなど、他の方法では誤った経営な

いし非行を是正できない場合であり、かかる誤った経営ないし非行が会社に致命的な損害をもたらし、会社を破綻せしめるほどのものでなければならぬと解されている(富山・前掲二二頁)。しかるに、会社を休眠状態で放置しても、それが直ちに財産状態の悪化につながるわけではないから、必ずしも会社財産の管理方法として著しく失当であるとはいいたいがたいし、まして会社の存立を危殆ならしめるとは思えない(金子勲「判批」税経通信三八巻五号二二二頁・二三三頁、西川昭「判批」金融商事判例六七八号四七頁は、会社は企業活動を継続してこそその存在意義があり、休眠状態は会社がその本来の機能を放棄しているとして、当然に二号事由に該当すると解するが、大いに疑問である。森淳二郎「判批」商事法務一〇四四号三四頁も、休眠会社であれば当然に解散事由に該当すると解することに疑問を呈する)。この点につき、前掲大阪地判昭和五七年五月一二日は、会社を休眠状態に放置しておくことは「会社名義の悪用等による不測の損害を蒙る虞なしとせず」と判示しているが、二号事由該当性を認める理由としては弱いといわざるをえない。本判決は、商法四〇六条ノ二の厳格な要件は営業継続中の会社の解散を念頭に置いており、休眠会社では要件が緩和されてよいことを示唆しているが

(休眠会社と継続企業を同一に取り扱う必要はないと解する見解として、瀬谷ゆり子「閉鎖的株式会社における株主の期待」酒巻俊雄先生還暦記念『公開会社と閉鎖会社の法理』三八四頁)、休眠会社とはいえ会社の継続を望む株主がいる以上、これを特別扱いすることはできない。もし商法四〇六条ノ二の厳格な要件が継続企業を前提としているのであれば、休眠会社はその前提を欠くものとして一号事由と二号事由の適用を否定するところまで徹底すべきであるが、かかる解釈に無理があることは多言を要しない。

やむをえない事由については、解散判決以外に事態を打開する手段が全くない場合と厳格に解するのではなく、他に紛争解決方法が残されていても事実上その実効性が期待できなければ足りるとして弾力的に運用しようとするのが学説・判例の趨勢であるが、判例では一号事由・二号事由の有無を認定する際に諸事情を総合的に考慮して解散判決の是非を判断する傾向も見受けられるため、やむをえない事由の有無に言及していない判例もある(前掲東京地判平成元年七月一八日など)。やむをえない事由の判断要素は多分に一号事由と二号事由に吸収され、やむをえない事由の意義が相対的に低下していることは確かであるが、依然として要件としての独立性を維持している以上、これを無

視することはできない。そのため、本判決は解散判決の要件を軽視する傾向の強いものと評価せざるをえない。

このように、商法四〇六条ノ二第一項の解釈と適用に関する学説と判例の傾向には疑問がある。もつとも、従来の判例の結論自体を必ずしも否定するものではないし、小規模閉鎖会社における收拾のつかない内部紛争を解決する最終手段として解散請求制度を実効的に機能せしめるためには、同項をある程度柔軟に運用することはやむをえない。

しかし、商法四〇六条ノ二第一項一号と二号は限定列举と解さざるをえず、またやむをえない事由との二重の要件が要求されている以上、法文から乖離した解釈・法文を軽視した適用を一般化することはなし崩し的に解散事由を拡大するおそれがある(同旨、前田修志「判批」ジュリスト一四六号一五二頁)。小規模閉鎖会社の内部紛争の実情に即した要件の緩和に関する立法論的提言はつとに主張されているところであるが、解釈論の限界に関する切実な認識がなければ、立法の懈怠を招くだけである。

この点につき、昭和六一年の「商法・有限会社法改正試案」(昭和六一年五月一五日法務省民事局参事官室)では、「正当な理由なく会社が一年以上営業を休止しているとき(商法五八条一項二号参照)も、商法四〇六条ノ二(有限

会社法七一条ノ二第一項の解散請求事由に加え、同項各号の事由を例示として、その他やむをえない事由があることを解散請求事由とする」(六2b)と提案されていた。

この提案は、休眠会社の解散は、公益にかかる問題というよりも、社員相互間の私益調整の対象としたほうが適当であるとの配慮に基づくものであるが(大谷碩男「商法・有限会社法改正試案の解説」(10)「商事法務」一〇八七号三〇頁)、休眠状態の放置を二号事由に含ましめることは解釈上困難であるとの考えもあつたのではなからうか。確かに、長期間にわたる休眠状態について正当な理由がなければ、もはや解散を望む株主の利益を無視してまで会社の存続を認める必要はないが、「正当な理由」の有無は主観的な事情であるから、客観的な事情である一号事由・二号事由と同列に位置づけることはできない。したかつて、正当な理由のない休眠状態をも解散事由に加えるのであれば、法定の解散事由はすべてやむをえない事由の例示にすぎないものと規定することが妥当である。さらに、株式会社であっても閉鎖的な会社では実態に即した柔軟な紛争解決が必要であり、解散請求制度もまさにそのような会社の内部紛争を解決する最終的手段として重要な意義を有する(酒巻俊雄『閉鎖的会社の法理と立法』二二六頁、青竹・前掲二九七

頁)ことに鑑みれば、持分会社と同様、解散事由をやむをえない事由に一元化し、その弾力的な運用を可能にすることは十分に検討に値するものと考ええる。

四　そこで、本件について検討するに、本件は次の二点において解散を認めることが妥当な事案である。(i)Y会社は清算する方向で会社財産を処分し、もはや人的・物的組織に乏しいため、会社を存続せしめる意味がない。清算する方向で財産を処分しているという状況をもって会社の存立を危殆ならしめるといふ状況と同視することは、文理解釈としては困難であるが、会社は不可逆的に終焉に向かつており、可及的速やかに会社を清算すべき状況にあるという点では異ならない。(ii)本件の紛争は実質的には多数派株主たる経営陣と少数派株主の不和対立であるが、少数派株主による監督是正権の行使は会社を相手方とするため、形式的には会社と少数派株主の対立として発現し、そのために応訴費用など会社財産が無為に費消されており、残余財産が減少している。清算する方向で会社財産が管理されている以上、財産の減少を可及的に防止することこそが取締役の任務といふべきであるから、(ii)の事情は会社財産の管理方法として著しく失当であると評価することができるが、本件の場合は、会社財産の管理の不当性が会社の存立を危

殆ならしめるのではなく、会社を継続すべき理由がないからこそ、②の事情が会社財産の管理方法としての不当性と結びつくという特殊性がある。会社財産の管理の不当性と会社存立の危殆は原因と結果の関係にあると解するのが商法四〇六条ノ二第一項二号の自然な解釈であるが、本件の場合は、会社財産の管理方法が失当であるという事情と会社を存続せしめることが無意味であるという事情が並存することをもって二号事由に該当すると評価するほかはなから会社財産の管理方法としての不当性を否定しているが、その当否はまさに休眠状態の放置との関連において実質的に評価すべきである。そして、本件では、平成一二年にいったん否決された利益配当と解散のうち利益配当については平成一三年に可決されていることに鑑みれば、多数派株主側が態度を軟化させる可能性もないわけではないが、多数派株主と少数派株主との対立は根深いようであるから、もはや解散に向けた自発的な意思統一は著しく困難であり、解散判決以外に紛争解決の方法はないと評価してよからう。したがって、やむをえない事由もあると考えられる。

なお、本件については、LEX/DB インターネットの速報重要判例解説 (No. 2003-004) に菊地雄介教授の判例

評釈がある ([http://www.tkclcx.ne.jp/commentary/pdf\\_data/2003-004.pdf](http://www.tkclcx.ne.jp/commentary/pdf_data/2003-004.pdf))。

来住野 究